

## 大阪府石油コンビナート等防災本部会議（議事録）

日時：平成30年1月29日（月）14:00～15:30

場所：府庁本館2階 第一委員会室

### ○司会

本日は、本部員45名のうち、本人出席25名、代理出席16名、欠席4となっております、大阪府石油コンビナート等防災本部運営要綱第2条による半数、23名以上ですが、23名以上の出席があり会議が成立していることを報告させていただきます。

また、本日は本部長の松井知事が会議に出席できませんので、以後の進行は竹内副知事をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

### ○あいさつ（本部長 竹内副知事）

本日はお忙しい中、この防災本部会議にお集まりいただき、お礼申し上げます。

また、日頃から防災本部の運営にご理解とご協力を賜っていることについて、あらためてお礼を申し上げます。

本日は、お手元に資料がありますが、2つの議題を用意しています。1つ目は石油コンビナート地区の防災対策を確実に推進していくための取り組みとして、進行管理の第2期対策計画の重点項目（案）について、2つ目は防災本部会議を機動的に運営していくための規定見直しについてご審議いただくこととしています。みなさまからの忌憚のない意見交換をよろしくお願いします。

### ○本部長（竹内副知事）

まず、議題1「第2期対策計画の重点項目（案）について」から議事を始めます。

事務局より資料の説明をお願いします。

### ○事務局

お手元の資料1と前方のスクリーンをご覧くださいと思います。

議題1の「第2期対策計画の重点項目（案）」について、説明をさせていただきます。

A3資料の左上、まずは計画の進行管理について説明させていただきます。

大阪府石油コンビナート等防災本部では、大阪府石油コンビナート等防災計画を着実に推進し、実効性を高めるため、平成27年度から特定事業所の協力のもと、防災計画の進行管理を行っております。

進行管理の流れは、まず防災本部で重点項目を定めます。

次に、特定事業所で、重点項目についての3年間の取組みを対策計画書として提出していただき、防災本部でとりまとめて公表します。

また、毎年、特定事業所から、実績を報告していただき、防災本部でとりまとめて公表するとともに、課題の抽出、次期計画に向けた検討、調整を行っていきます。

A3資料の左下です。第1期対策計画の進捗状況です。

重点項目は6項目で、①から③のタンクの耐震化については、ほぼ対策が完了しています。

④のタンクの配管への緊急遮断弁の設置、⑤のタンクの管理油高の下限値を見直しについて

は、約半数のタンクで対策済みです。⑥の津波避難計画の見直しについては、大半の事業所で、避難経路の複数化や、入構者の安否確認方法などについて見直しが行われています。

資料の右上をご覧ください。平成30年度から32年度の第2期対策計画の基本方針です。

まず、1つ目は、第1期対策計画で未対策箇所が多い項目は、引き続き、重点項目としていくように考えています。また、同等の効果が認められる代替措置も対策として取扱うこととしています。2つ目は、タンクの耐震化などのハード対策だけでなく、点検方法の見直しなどのソフト対策についても設定しております。3つ目は、備蓄品や災害対応の活動拠点の確保などBCP関連項目を新たに設定しております。4つ目は、津波避難計画の見直しに関し、平日・昼間の人員配置と異なる、休日・夜間を想定したものに絞り込んで設定することとしました。

この基本方針に沿って、第2期対策計画では8つの重点項目を設定したいと考えています。各項目の詳細については、後でご説明いたします。

また、とりまとめと公表の考え方ですが、第1期対策計画と同様、対策を実施したタンク数や事業所数をとりまとめていきますが、代替措置が講じられた場合についても、その内容ごとにタンク数や事業所数をとりまとめることとします。

また、代替措置については、他の事業所でも参考となるよう、その概要を紹介し、水平展開が図られるようにしていきたいと考えています。

それでは、個々の項目について説明していきます。

重点項目1の「緊急遮断弁の設置」です。第1期対策計画に引き続き設定する項目ですが、地震の揺れや津波により、配管が破損や破断をしても、弁を閉止し、油などが流出しないようにする対策です。左の図は、事務室から緊急遮断弁を遠隔操作し、弁を閉止する様子を表しています。また、地震の揺れに反応して作動する、感震タイプもあります。

一方、右の図は、代替措置の一例ですが、タンクの近傍にある弁の操作盤まで人が行って弁を閉止している様子です。この場合、対策として認める条件として、作業マニュアルが作成されていて、毎年、訓練で手順を確認することが必要であると考えています。

重点項目2の「管理油高の下限値の見直し」です。これも継続して設定する項目です。

津波でタンクが移動して漂流しないよう、常に油などが一定量以上貯蔵されるよう管理するという対策です。この代替措置については、アンカーの設置やタンクへの注水などを想定していますが、対策として認める条件としては、アンカーの設置であれば、強度計算が行われていること、タンクへの注水であれば、予め送水能力などの計算を行い、作業マニュアルが作成されていて、毎年、訓練で手順を確認することが必要であると考えています。

重点項目3から7は新規に設定する項目です。

重点項目3の「重要施設等の浸水対策」は、非常用発電機、通信設備、自衛消防車両などの重要施設等が津波で浸水しないよう、あらかじめ高所に移設しておくという対策です

また、移設以外の代替措置については、地震発生時に施設を高所に運搬したり、消防車であれば高所への移動などを想定していますが、対策として認める条件としては、運搬や移動を行うための作業マニュアルが作成されていて、毎年、訓練で手順を確認することが必要であると考えています。

重点項目4の「建物の地震・津波対策」は、地震、津波の発生時に、防災要員の活動拠点、従業員の避難場所を確保しておくという対策です。

防災要員の活動内容、従業員や来構者の避難先を想定し、耐震化が必要な建物を選定いただきたいと考えています。

耐震化以外の代替措置については、構内の浸水しない区域や近隣の事業所への避難を想定していますが、対策として認める条件としては、避難等を行うための作業マニュアルが作成されていて、毎年、訓練で手順を確認することが必要であると考えています。

重点項目5の「安全に係る企業活動の再点検」は、既存の危害予防規定や作業マニュアルなどについて、事故や自然災害の被害想定を踏まえ、適切に対応できる内容になっているかといった観点から見直しを行うという対策です。過去の事故の教訓が反映されているか、運転管理の変更に伴い、点検方法や頻度が見直されているか、意味のわからない規定はないかなど、様々な角度から検討を行い、実態に即した内容となるよう見直しを行っていただきたいと考えています。なお、全ての規程類を一度に見直すとなると大変なので、例えば、年度ごとにテーマを決めて取り組んでいくことも1つの方法であると考えています。

重点項目6の「近隣事業所間の情報共有の強化」は、あらかじめ災害に関する情報を共有しておくという対策です。

発災した事業所から連絡をもらうことができれば、速やかに施設のシャットダウンや従業員の避難を行うことができますので、災害発生時に、影響範囲の事業所同士で、あらかじめどのような情報を共有するかルール化し、連絡を受けたときはどのように行動するかを決めておくことが重要であると考えています。

重点項目7の「BCPの策定・見直し」は、地震時に被害の拡大を最小限にとどめつつ事業継続あるいは早期復旧を可能にするため、災害対応拠点の確保、備蓄品やマニュアルの見直しなど、防災に関連する項目についても配慮されているかという観点でBCPの策定・見直しを行っていただくという対策です。

重点項目8の「津波避難計画の見直し」は、継続して設定する項目ですが、第1期対策計画では取り組みが充分ではなかった 休日・夜間に絞り込んで避難計画を見直すという対策です。

休日・夜間は、平日・昼間と人員配置などが異なるため、夜間の避難経路の安全性の確認など、より実態に即した避難計画に見直していただきたいと考えています

今後の予定として、御説明させていただいた重点項目について、特定事業所に対策計画書を提出していただき、3月までにとりまとめて、第2期対策計画として策定、公表したいと考えています。

## ○本部長（竹内副知事）

第2期対策計画の重点項目（案）については、進行管理検討部会の室崎部会長に助言・指導をいただきました。部会長よりコメントをいただけますでしょうか。

## ○室崎部会長

4点ほど簡単にコメントを述べたい。

第1点は、計画は作るだけではまったく意味がない。それがしっかり実行されてはじめて意味を持つ。大阪府と事業所の協力でしっかりと進行管理をやっていただいて、耐震化等に関わる重要項目についてはほとんど達成できたということで、その努力に対し敬意を表する。

2点目ですが、ハードに関わる対策は時間も、お金もかかるため、ハード対策にこだわり過ぎるとなかなか実効性があがらないということになるので、とりあえずやれるところからしっかりとやるということが必要である。第2期対策計画では、代替措置も含めた多様な方向が打ち出されているのでそれも大切なことだと思う。

3点目は、とはいうものの代替措置だけでいいのかということそうではなく、ものによっては、例えば緊急遮断弁などは、それがあるだけでより安全度が高くなる。いちいち手動で対応をするというも限界があるので、重要度が高いものについては、現状に満足するのではなく、多少時間とお金がかかっても究極の目標に向かって努力してほしい。

4点目は、既に実行してもらっているが一つは行政と事業所間の連携がとても重要。もう一つは、コンビナート内の事業所間相互の連携も重要で、共同防災組織のような組織をしっかりと確立して、組織間の連携を図っていくよう、努力していただきたい。

#### ○本部長（竹内副知事）

先生の御指導を受けて作りましたこの防災計画について、みなさまからのご意見を頂きたいと思います。まずは、コンビナート地区の事業者の方からご意見はありませんか。

#### ○堺・泉北臨海特別防災地区協議会（JXTG エネルギー堺製油所 内野所長）

平成27年度より開始した進行管理は、「大阪府石油コンビナート等防災計画」の災害予防対策を着実に推進するために非常に良い取り組みだと感じている。

第1期対策計画で定めた重点項目は、自主で設置する緊急遮断弁の設置と管理油高さの見直しの進捗が約半数であるものの、それ以外はほぼ完了しているということで、これは大阪府が定期的に進行管理を行うことで、特定事業所における、防災対策が促進されたものと思う。

第2期対策計画の重点項目は、「安全に係る企業活動の再点検」「BCPの策定・見直し」等事業所全体の取組み項目が追加され、また本来ハードの対策が必要なものに関しては、それが実行が出来るまでのソフト的な代替措置によるリスク低減策も考慮されており、防災に関し実効性の高い項目が選定されていると考えます。また、津波避難計画の見直しでは、つい忘れがちになる休日夜間を想定した避難規定の整備と訓練実施を求めているように思います。訓練項目設定についても細かく配慮されていると思います。

堺・泉北特防協の会長としては第2期対策計画の策定について各事業所に積極的な対応を進めていきます。なお、ソフトによる代替対策は他事業所での対策が参考になると思われるので、適宜開示をお願いしたい。

#### ○本部長（竹内副知事）

ただいま、「ソフトによる代替対策は他事業所での対策が参考になると思われるので、適宜開示をお願いしたい。」とのご意見がありましたが、この点について事務局の考えがあれば、発言をして下さい。

#### ○事務局

ご指摘のとおり、他事業所での対策を紹介することで、水平展開に繋がっていくと思うので、是非とも事例を紹介していきたいと思います。

#### ○本部長（竹内副知事）

ただいま、堺・泉北臨海特別防災地区協議会からご意見がありましたが、大阪北港地区防災協議会の意見はいかがでしょうか。

○大阪北港地区防災協議会（住友化学㈱大阪工場 横川工場長）

堺・泉北臨海特別防災地区協議会の意見とほぼ同じだが、第2期対策計画の中で、我々自身も抜けているなど感じたのが、夜間休日の訓練である。

昼間というのは、企業でも比較的訓練は実施しているが、夜間休日を想定して訓練はやったことはあるが、実際に夜間休日に実施したことはないので、思いきってやってみようかと考えている。見えないことが見えてくるので、取り組みとして重要なことである。

もう1点、近隣の事業所と連携だが、総務関係では近隣事業所との連携は密接にあるが、防災関係での連携という点では希薄であるのが実態でもあり、この機会に考えていく必要があると考えている。

最後に、代替措置も非常に重要で、重要施設の浸水では、実際の対策には相当な投資を要する部分もあり、また物理的に実効性のあるハード対策が難しいこともあるので、他社の事例も是非参考にさせていただきたい。

○本部長（竹内副知事）

ただいま、「夜間休日の訓練」という提案もありましたが、この点について事務局の考えがあれば、発言をして下さい。

○事務局

やはり夜間休日は昼間と違う体制なので、是非、訓練に取り組んでいただきたい。

○本部長（竹内副知事）

ただいまの御提案を踏まえ、みなさんで訓練に取り組んで行いさせていただきたいと思います。それでは続いて、地元市長さんからご意見はありませんか。

○高石市 阪口市長

本市でも防災計画を改訂し、取り組みを進めているが、その中で、市と企業との連帯意識が高まった。

東日本大震災以来、沿岸部の津波対策は喫緊の課題であったが、平成23年度から6回総合避難訓練を実施し、企業や住民のみなさんに参加してもらった。また、市では、高砂1号線の液状化予防対策工事を実施し、企業でも高石大橋のたもとに津波避難タワーを建ててもらった。それに対して、市として固定資産税をゼロにするなどの支援を行い、企業とうまく連携プレーできた。

また、対策について進行管理が行われることは、市としては非常に有効な取り組みであると考えている。ただ、ハード面だけでなく、ソフト面の対策も重要なので、企業や住民とともに勉強会を行いながらレベルを上げていきたい。

○本部長（竹内副知事）

他にご意見等はありませんか。

それでは第2期対策計画の重点項目（案）について承認させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

<一同異議なし>

それでは承認とさせていただきます。

#### ○本部長（竹内副知事）

続きまして、議題2「大阪府石油コンビナート等防災本部における会議運営の見直しについて」審議します。事務局より資料の説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、資料2と前方のスクリーンもご覧いただきたいと思います。

見直しの背景ですが、大阪府石油コンビナート等防災本部会議を機動的に開催するため、会議運営及び構成員の見直し、総合防災体制を実態に即したものとするため、現地本部員の規定の見直しを行いたいと考えています。

まず、会議運営の見直しですが、現状では、運営要綱の規定により、大阪府コンビナート等防災本部会議は、本部員の半数以上の出席がなければ開くことができません

会議を機動的に運営するため、半数条項を削除し、さらに、本部員が会議に出席できないときは、委任を受けた者の代理出席を可能にする条項を追加したいと考えております。

資料2-1で運営要綱に係る新旧対照表をお示ししています。

次に、構成員の見直しですが、現状では、防災計画において、大阪府の本部員は、関連する部局長から11名を指定しています。一方で、関係機関では機関の長だけが本部員となっており、大阪府だけが多くの本部員を指定しているという状況になっています。

本部員の構成のバランスや、組織のスリム化のため、大阪府の本部員を、副知事、危機管理監、危機管理室長の3名に限定させていただきたいと考えております。

資料2-2に防災計画の本部員・幹事等一覧表に係る新旧対照表をお示ししています。

最後に、総合防災体制の見直しですが、現状では、運営要綱によって、大阪府石油コンビナート災害対策本部等や現地本部を設置したときは、あらかじめ指定された本部員が参集しなければならない。また、現地本部員として政策企画部長を指定とされています。

実際には、本部員は関係機関の長として、災害対応を指揮していることが想定されるので、災害対策本部等へは関係者も招集できるよう本部員等とし、また、複数の地域で同時に起こることも想定して、現地本部へは本部員の指名する者も参集できるよう要綱を見直したいと考えています。

また、大阪府では危機管理事象の対応については、危機管理監の所管となっておりますので、大阪府の現地本部員については危機管理監に変更したいと考えています。

資料2-3に防災計画の防災体制に係る新旧対照表をお示ししています。

#### ○本部長（竹内副知事）

それでは、何かご意見はありませんか。

<異議なし>

では、防災本部における会議運営の見直しについては、本案を承認させていただきたいと思

います。

以上をもちまして2つの議題を無事審議していただくことができました。

第2期対策計画では、従来のハード対策に加え、ソフト対策や代替措置などを踏まえ、いろんな対策を組み合わせながら災害対策に取り組むというものです。

コンビナート地区は、日本経済を支え、大阪の成長に欠かせない重要なエネルギー拠点である。一方、地区の安全や防災には万全を期していただきたい。

また、万が一の大災害にあっても、地元地域の安全を確保していくことは行政の使命であります。今回、府の規模を縮小した形になっていますが、府としては、防災本部を構成する各関係機関と一体となって、対策の充実・強化にしっかり取り組んでいくことに変わりはありませんので、どうぞよろしくをお願いします。

以上をもちまして、本日の審議は、すべて終了いたします。

#### ○事務局

本日の議事録については、事務局の方で整理し、本部員のみなさまにご確認いただきます。これで、本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。